

令和 7 年度 畦畔傾斜マップ作成業務 委託仕様書

1 目 的

農村地域における草刈などの共同活動は、活動を支える集落や組織の多くが小規模で高齢化が進行し、草刈作業の負担が増加していることから、作業の省力化が課題となっている。

作業の省力化を図るためには、リモコン草刈機の導入が効果的であるが、機種によって対応できる法面の傾斜角度が異なることに加え、機械が高価であることから、機械の導入は低調である。

広域的かつ効果的な導入促進のため、地形に適した機種を選定できるよう、林野庁が管理する航空レーザ計測データ等を活用し、傾斜角度及びリモコン草刈機の適用可否に応じた色分けを行った畦畔傾斜マップを作成するものである。

2 委託期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 27 日まで

3 委託業務の内容

受託者は下記の業務を実施するほか、1 の目的を達成するために必要な業務を実施するものとする。

(1) 畦畔マップの作成

貸与する林野庁の航空レーザ計測データ等を活用し、対象集落内の農地、道路、水路等が判別できるよう、3 次元モデル化する。なお、貸与するデータの使用に当たっては、別紙 2 「貸与データ利用条件」を順守すること。

＜貸与するデータ＞

- ・点群データ(オリジナルデータ、グラウンドデータ、グリッドデータ、水部データ等)
- ・図面データ(等高線データ等)・写真データ(等高線データ等)・報告書データ

＜対象集落＞

市町村	大字等	集落名	農地面積
岡山市	北区下高田	下高田	23ha
新見市	神郷油野三室上	三室上地域資源保全会	13ha
津山市	東田辺・西田辺	たなべ第 2、田辺	36ha
津山市	安井	安井一	17ha
久米南町	宮地	宮地	24ha
		計 5 地区	113ha

(2) 傾斜マップの作成

(1) を基に、対象集落内の農地、道路、水路等の法面の勾配を角度別に色分けを行う。色分けは次のとおりとする。

- ・ 20 度未満 ・ ・ ・ 黒
- ・ 20 度以上 30 度未満 ・ ・ ・ 青
- ・ 30 度以上 40 度未満 ・ ・ ・ 緑
- ・ 40 度以上 45 度未満 ・ ・ ・ 黄
- ・ 45 度以上 ・ ・ ・ 赤

(3) 畦畔傾斜マップの作成

(1) で作成したグラウンドデータに、(2) で作成した傾斜マップの色情報を付与する。

(4) 草刈作業箇所詳細図の作成

(3) を基に、対象集落内の草刈作業箇所ごとに作業面積や勾配、点群データ等より抽出した障害物(構造物等)の有無等の記載、「令和7年度 草刈地域カルテ作成業務」により選定したリモコン草刈機の適用可否を着色した草刈作業箇所詳細図を作成する。なお、詳細図の様式等については打合せにて決定する。

5 他の業務との調整

本業務とは別に、「令和7年度 草刈地域カルテ作成業務」を発注しており、その業務内容である草刈地域カルテの作成や実演会において、本業務の成果を使用することとなるため、委託者と両受託者が参加する「連絡調整会議」を行うので協力すること。なお、実施にあたっては、別紙1「畦畔傾斜マップ作成業務 年間スケジュール」を参考とすること。

6 打合せ及び報告

業務の適正な遂行を図るため、実施計画、実施方法、進捗状況等について委託者と緊密な連絡を取り、十分な打合せを行うとともに、打合せ記録をその都度作成し、委託者に提出すること。打合せは、初回、中間1回(連絡調整会議)、最終の計3回を想定している。

7 報告書(成果物)について

(1) 報告書

受託者は委託期間内に報告書を作成し、委託者に事前に内容の確認を得た後、下記の納品場所へ1部納品すること。併せて、電子データをDVD-ROM等で納品すること。なお、成果物は次のとおりとする。

成果品	規格	数量	単位
報告書	A4 簡易ファイル綴り（紙） PDF 形式（データー式）	1	部
点群データ （グラウンドデータ）	TXT 形式	1	式
T I N（三角網） メッシュデータ	XML 形式	1	式
傾斜マップ	TIFF 形式	1	式
草刈作業箇所詳細図	エクセル	1	式

・点群データの TXT 形式は X 座標、Y 座標、標高、RGB 情報とする。RGB は傾斜マップの情報とする。

（２）納品場所

岡山県農林水産部農村振興課

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号

T E L : 086-226-7442

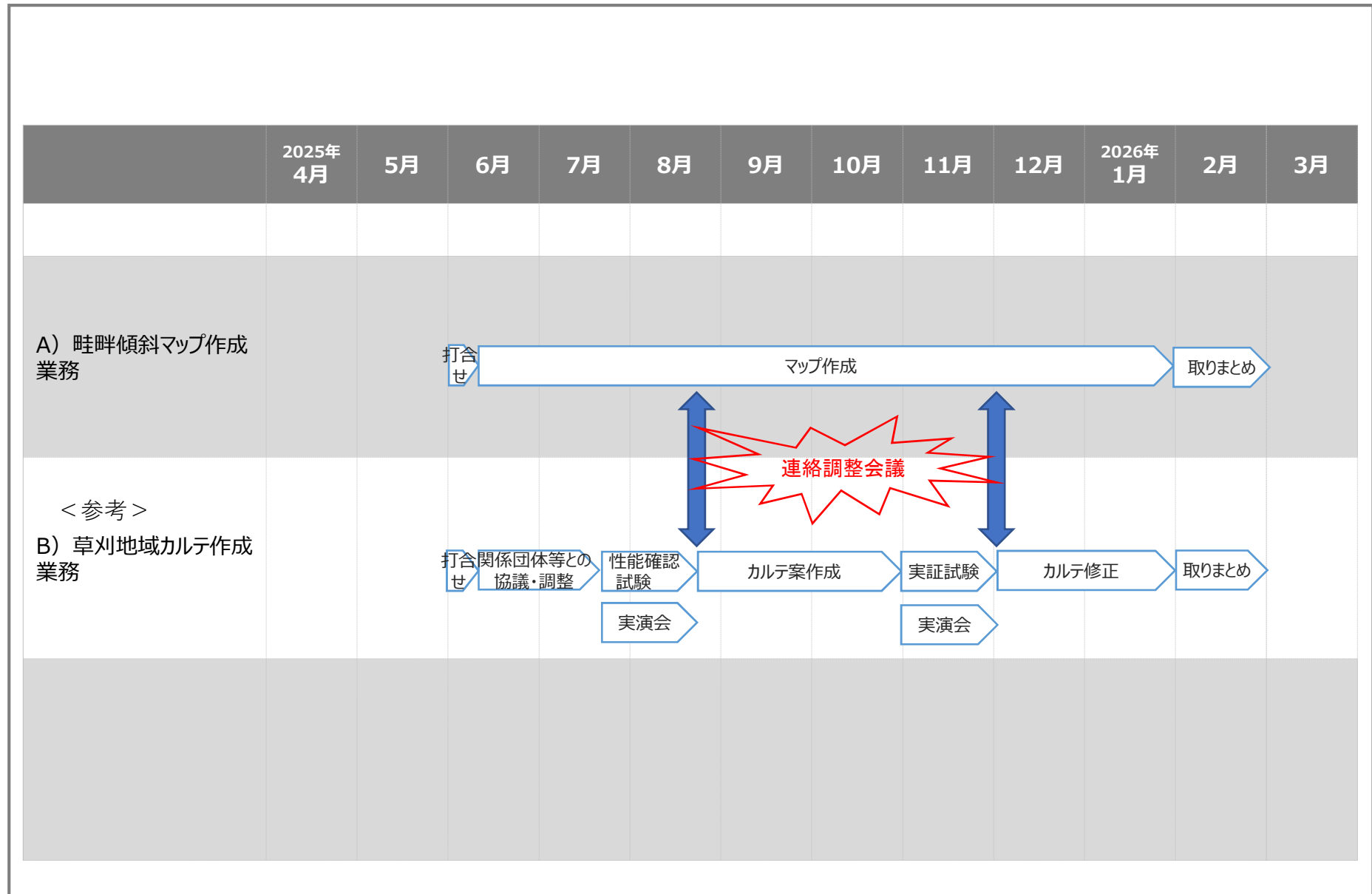
F A X : 086-224-1109

８ その他

- （１）本業務により得られた成果は、原則として委託者に帰属するものとする。
- （２）本業務に関し、委託者から受領又は閲覧した資料等について、委託者の了解なく公表、又は使用してはならない。
- （３）本業務で知り得た委託者、企業等の業務上の秘密を保持しなければならない。
- （４）業務（再委託した場合を含む。）の運営上取り扱う個人情報について、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範を遵守し、適切に管理しなければならない。
- （５）業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに委託者に報告し、協議を行い、その指示を受けること。
- （６）これらの条件に違反したとき又は業務を完了する見込のないときは、契約を解除し、損害賠償させる場合がある。
- （７）業務の一部を第三者に委託することができることとするが、その場合は、委託先ごとの業務内容等について、事前に委託者の承諾を得なければならない。
- （８）委託者は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、協議を申し出る場合がある。この場合、委託料の範囲内において、できる限り仕様の変更に応じること。
- （９）事業の遂行に当たっては、委託者の指示に従い、適宜進捗状況を報告すること。

- (10) 業務の完了した日の属する年度の終了後 5 年間は関係書類を保存し、委託者から関係書類の閲覧、写しの提出を求められた場合は協力する義務を負うこと。
- (11) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者で協議し、決定する。

別紙1 令和7年度 草刈地域カルテ作成業務 年間スケジュール



別紙 2 貸与データ利用条件

- 1 貸与を受けたデータは、目的以外に利用してはならない。
- 2 受託者の属する機関内だけで利用できるものとし、第三者に頒布、譲渡及び貸与してはならない。
- 3 貸与を受けたデータ及び貸与を受けたデータを再現できる成果を公開してはならない。
- 4 本利用条件に違反して貸与を受けたデータの利用を行っていることが判明した場合は、その利用を中止させることができる。この場合、直ちに貸与を受けたデータの利用を中止、データ全てを消去するものとする。
- 5 使用期間の終了後は、貸与を受けたデータ（その複製を含む）全てについて、受託者の責任において確実に消去するものとする。
- 6 貸与を受けたデータは、受託者の責任においてデータを使用するものとする。貸与を受けたデータの使用により生ずる一切の損害に関して、委託者は責任を負わない。
- 7 その他、本利用条件に定めのない事項については委託者の指示に従うものとする。